別 表

別表

1 休 日 等

この需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

- 1月2日
- 1月3日
- 4月30日
- 5月1日
- 5月2日
- 12月30日
- 12月31日

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし,電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお,当社は,再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたしま す。ただし、特別高圧予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で 供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦 課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセン トの損失率で修正したものといたします。

なお、特別高圧予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法を第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法を第37条第3項第1号に対する対象で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入 品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と いたします。

なお, α , β および γ の値は、料金表のとおりといたします。

また,平均燃料価格は,100円単位とし,100円未満の端数は,10円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然 ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値 といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を下回る場合

燃料費 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) \times $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(p) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を上回る場合

燃料費 = $(平均燃料価格-基準燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお,各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の6月の料金に係る計量
までの期間	期間等
毎年2月1日から4月30日	その年の7月の料金に係る計量
までの期間	期間等
毎年3月1日から5月31日	その年の8月の料金に係る計量
までの期間	期間等
毎年4月1日から6月30日	その年の9月の料金に係る計量
までの期間	期間等
毎年5月1日から7月31日	その年の10月の料金に係る計量
までの期間	期間等
毎年6月1日から8月31日	その年の11月の料金に係る計量
までの期間	期間等
毎年7月1日から9月30日	その年の12月の料金に係る計量
までの期間	期間等
毎年8月1日から10月31日	翌年の1月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年9月1日から11月30日	翌年の2月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年10月1日から12月31日	翌年の3月の料金に係る計量期
までの期間	間等
毎年11月1日から翌年の1	翌年の4月の料金に係る計量期
月31日までの期間	間等
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期 間等

二燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、料金表のと おりといたします。

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

4 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

1月の該当料金× <u>日割計算対象日数</u> 計量期間等の日数

ただし,24(料金の算定)(1)ハに該当する場合は,

日割計算対象日数
計量期間等の日数は、日割計算対象日数
暦暦日数

といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の日数といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- イ 電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。